

松江市立各学校長 様

松江市教育委員会
教育長 藤原 亮彦

令和 5 年 5 月 8 日以降の学校における感染症対策について（通知）

新学期以降の学校での感染症対策について、各学校におかれては、「新学期に向けての学校での感染症対策について（通知）」（令和 5 年 3 月 2 3 日付け学教第 1 4 4 0 号）等に基づき対策に取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症が本年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、学校における感染症対策について下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いします。

記

1. マスク着用の考え方

- 児童生徒・教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 基礎疾患があるなどの事情により、感染への不安からマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることがないよう配慮する。
- マスク着用の有無による差別・偏見が生じないように配慮する。

2. 基本的な対策の徹底（継続）

- こまめな換気や咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗いなど、基本的な感染症対策を徹底する。
- 毎日の健康観察を行い、発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合は、早めの受診を勧めるなどの対応を徹底する。

3. 児童生徒及び保護者への説明（継続）

- マスク着用の取り扱いを含め、感染症対策については、児童生徒や保護者に丁寧な説明を行う。

4. その他

- 「松江市版新型コロナウイルス感染症に対応した健康管理に関するガイドライン」の取り扱いについては、別途通知する。
- 定期健康診断・就学時健康診断における感染症対策については、令和 5 年 4 月 1 3 日付学教第 9 6 号通知による。

【担当】松江市教育委員会

教育総務課 55-5424 学校教育課 55-5428